

奈良県告示第四百五十七号

平成二十年八月奈良県告示第二百三十三号（橿原公苑の附属器具の使用料の額の定め）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

告示文中「別表の三」を「別表の四」に改める。

表中「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五二〇円」に、
「

四〇〇円

」を「

四一〇円

」に、「四、二〇〇円」を「
四、三二〇円」に、「五、五〇〇円」を「五、六五〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、
三〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九七〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇
五〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、
「

一、〇〇〇円

」を「

一、〇二〇円

」に、「二〇、〇〇〇円」を「二
〇、五七〇円」に、「

一、五〇〇円

」を「

一、五四〇円

」に、「

五〇〇円

」を「

五一〇円

」に、「二一、五〇〇円」を「二一、一
一〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、四二〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「二
一、三二〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二八〇円」に、「七、五〇〇円」を
「七、七一〇円」に改める。